

いじめ問題を取り扱う市の附属機関

機関名	設置根拠	組織	任期	性格	役割	備考
子どもの権利救済委員会	(仮称)江別市子どもの権利条例	人数:3人以内 子どもの権利に関する優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。	3年	市長部局の附属機関	(1)子どもの権利についての相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。 (2)子どもの権利の侵害に関する救済の申立てについて、調査及び調整を行うこと。 (3)子どもの権利の侵害について、市長に対し必要な措置を講ずることを求めること。	
江別市いじめ防止対策審議会	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第3項及び第28条第1項	人数:5人以内 2 委員は、学識経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。	2年	教育委員会の附属機関	(1) 法第14条第3項に規定する地域におけるいじめの防止等のための対策に関すること。 (2) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査に関すること。	【重大事態の定義】 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
江別市いじめ問題再調査委員会	いじめ防止対策推進法第30条第2項	人数:5人以内(市長が委嘱する)する。 2 委員は、再調査の対象となる重大事態の内容、性質等に応じ、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。 3 重大事態の関係者又はこれらの者と直接の人的関係若しくは特別の利害関係を有する者は、委員となることができない。	委嘱の日から再調査が終了するまで	市長部局の附属機関	重大事態に係る調査結果について、法第30条第2項の規定による調査を行う。	

近隣市における救済機関の整理

NO.	自治体名	救済措置の規定	救済機関	体制	救済委員の任期	役割	解任規定	受付方法（相談含む）	相談の受付体制	いじめ防止法との整理
1	札幌市	あり 条例第32条 ～第44条	札幌市子どもの権利救済機関 (子どもアシストセンター)	救済委員(2名)学識、弁護士 調査員(3名)教育、福祉、人権・法律の専門家 相談員(7名) ⇒市長が議会の同意を得て委嘱	3年	・子どもの権利侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。 ・子どもの権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告は正要請等を行うこと。 ・制度の改善を求めるための意見を表明すること。 ・勧告、意見表明等の内容を公表すること。	あり 市長は、救済委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他救済委員たるにふさわしくない非行があると認めるときは議会の同意を得て解嘱することができます。	【受付方法(相談)】 電話(子どもはフリーダイヤル)、メール、面談、LINE(子ども専用)、ウェブ 【受付時間】 月曜日～金曜日:10時～20時、土曜日:10時～16時	・会計年度任用職員の相談員(7名)が相談を受け付ける。 ・令和6年度は、1,085件(小学生440件、中学生352件、高校生160件)の相談があった。 ・子どもからの相談の約8割はLINE	・重大事態の調査は、札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会が担う。 ・再調査は、子ども未来局が担っている(アシストセンターではない)。
2	石狩市	あり 条例第13条 ～第20条	石狩市子どもの権利救済委員会	救済委員(3名)学識、弁護士、元教育関係者 子どもの権利調査相談員 市長が窓口 ⇒市長が委嘱	3年	・子どもの権利の侵害に関する相談について助言または支援を行うこと。 ・子どもの権利の侵害に関する救済の申立てについて、調査・調整を行うこと。 ・推進計画の策定又は変更に関すること。 ・子どもの権利の侵害について、市長に対して必要な措置を講ずることを求めること。	あり 市長は、救済委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認めるときや職務上の義務違反その他救済委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができます。	【受付方法】 電話、メール、面談 【受付時間】 月曜日～金曜日の8時45分～17時15分	・こどもの権利相談員は、専任の会計年度任用職員を配置している。 ・相談はほとんどなく、R7.4以降で数件程度であり、相談内容も「どこに相談したら良いか分からない」といったものしかなく、何か解決に向けて動かなければならないようなものはない。 ・基本的には、既に様々な相談窓口があるため、そちらに相談していると思われる。	・いじめ関係も含めて、こどもの権利相談員が相談を受けることになるが、重大事態を救済委員会の対象とすることは想定していない。
3	北広島市	あり 条例第18条 ～第22条	北広島市子どもの権利救済委員会	救済委員(3名)(公認心理士/臨床心理士・弁護士・児童福祉事業経験者) 北広島市子どもの権利相談員(1名) ⇒市長が委嘱	3年	・こどもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言や支援をすること。 ・こどもの権利侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、対象となるこどもや保護者の意向を最大限尊重しながら、事実の調査や調整をすること。 ・調査や調整の結果、救済委員会が必要であると認めるときは、市長に対し、市の関係機関に是正の措置を講ずるように勧告すること又はこどもに関係する制度の改善を求めるための意見を表明すること。 ・調査や調整の結果、救済委員会が必要であると認めるときは、市長に対し、市以外の関係機関に是正の措置を講ずるように要請することを提言すること。	あり 市長は、救済委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他明らかに救済委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、第4項の規定による委嘱を解くことができます。	【受付方法】 面談、電話、メール、相談フォーム 【受付時間】 月曜日～金曜日9時30分～16時00分	救済委員会:原則、毎月1回 電話相談:33件 面接相談:8件 メール相談:17件 その他巡回相談を実施し、計36件の相談あり 専任の会計年度任用職員を配置している。 ※子育て支援センターや児童館に向いている関係で、その保護者や先生からの相談が多く、育児相談なども含まれる。	・虐待やいじめに関しては、相談を受け付けず速やかに関係機関につなぐことにしている。 ・いじめ問題再調査委員会の委員は、救済委員会の委員を充てることとなっている。 (組織) 第2条 委員会は、委員3人をもって組織する。 2 委員は、北広島市子どもの権利条例(平成24年北広島市条例第23号)第18条第1項に規定する北広島市子どもの権利救済委員会(次条第1項において「救済委員会」という。)の委員をもって充てる。

